

(一社) 埼玉建築設計監理協会耐震判定委員会 判定料

1. 会員

① 診断判定料	1棟につき	190,000円
② 補強判定料	1棟につき	190,000円

2. 会員外

① 診断判定料	1棟につき	240,000円
② 補強判定料	1棟につき	240,000円

県の物件の判定料（議案番号が〇〇K-〇〇〇〇となっております）

① 診断判定料	1棟につき	200,000円
② 補強判定料	1棟につき	200,000円

3. 発注者の意向で、診断と補強を同時に諮る場合は30%UPとする。

4. その他特殊事項

1) 1物件に関して数棟ある場合は、面積をルート按分して棟別の業務委託料を算出し、それぞれの判定料を計算する。

2) 上記各金額は、会員の場合は業務委託金額の10%（1万円未満切り捨て。なお、判定料の下限は1棟当たり10万円とする。）を上限とする。

会員外の場合は業務委託金額の13%（1万円未満切り捨て、下限13万円）を上限とする。但し、特別な理由がある場合は、この項を適用しない。

3) 上記各金額は敷地内外にかかわらず構造的な1棟あたりとする。

（会員・会員外を問わず）

4) 特殊工法（制震・免震等）、大規模建物、特殊建物の場合は別途料金とする。

（50,000円～100,000円の追加請求とする。）

5) 判定票の内容が変更等で異なる場合、その内容を確認する書類の発行手数料は下記のとおりとする。

①判定票の内容変更を確認する確認書の発行

・学識経験者の確認が必要な場合・・・・・・・・・・3万円

・学識経験者の確認が必要でない場合（会長印・部会長印）・・1万円

②変更内容が学識経験者の判断が必要とされ、判定会で報告した後の確認書発行

（判定会で次回再度報告を要求された時も含む）・・・・・・・・6万円

③部会での指導回数が3回以上の場合・・・・・・・・{(n-2)×1万円}

6) RC造とS造等の併用構造の場合で（指導の先生の判断で）複数の先生の事前指導が必要とされる場合は上記料金の15%～30%UPとする。（重層体育館などのケース）

7) 特殊な事例・再判定になった場合は、30%UPとする。

8) 会員・会員外を問わず、申込み後(ご担当の先生決定後)のキャンセルは1万円とする。

9) その他の特殊事例等については応相談とする。